

第1号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名	称							
所	在	地						
種	類			構造	造			階
規	模	敷地面積	m ²		建築面積	m ²		
公共的施設の延べ面積		m ²						
用 途 の 内 訳	()	m ²						
	()	m ²						
	()	m ²						
	()	m ²						
	共 用 部 分	m ²						
駐 車 場 の 駐 車 台 数		台 (うち機械式 台・車いす 使用者用駐車施設 台)			工事完了年月		年 月	
事 前 協 議 の 有 無		有(終了年月日 . . .) 受付番号			/ . . .)・無		指定施設工事 完了届の有無	有・無
連	絡	先	住 所			法人名		
			氏 名			電 話		
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号						
※ 審 査 結 果 等								

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

第2号様式

整備基準適合証交付請求書

(道 路 用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

路 線 名				
所 在 地				
施設内容及び規模				
工 事 完 了 年 月	年 月			
連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等				

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

整備基準適合証交付請求書
(公園用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名 称				
所 在 地				
敷 地 面 積	㎡			
建築物の建築面積	㎡			
施設内容及び規模				
工 事 完 了 年 月	年 月			
連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等				

注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第4号様式



- 備考 1 材質は、アクリル樹脂製とする。
- 2 マークの地の色は青色、文字の色は黒色とする。

第5号様式

指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造 階	
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車椅子使用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※ 受付欄		※協議終了年月日 年 月 日			
		※ 審査結果等			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第6号様式

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構 造	造 階		
協議受付番号及び協議終了年月日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造 階	
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車椅子使用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※ 受付欄		※協議終了年月日 年 月 日			
		※ 審査結果等			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第6号様式

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造	造 階		
協議受付番号及び協議終了年月日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第 7 号様式

川 第 号
年 月 日

勸 告 書

住 所
氏 名 様

川崎市長 印

川崎市福祉のまちづくり条例第 18 条第 項の規定により、次のとおり勧告します。
なお、同条例第 19 条第 1 項の規定により、この勧告に正当な理由なく応じないときは、
その旨を公表することがあります。

勸 告 の 内 容	
-----------	--

川 第 号
年 月 日

意見等の機会付与通知書

住 所
氏 名 様

川崎市長 印

川崎市福祉のまちづくり条例第 19 条第 2 項の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、書面にて、 年 月 日までに次のところに提出してください。

書 面 提 出 先	
指 定 施 設 の 名 称	
指定施設の所在地	
公 表 の 理 由	
備 考	

指定施設適合状況報告書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第20条第1項の規定により、次のとおり既存指定施設の整備基準適合状況について報告します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類				構造	造 階
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
指定施設の延べ面積		m ²			
用途の内訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共用部分	m ²			
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)			
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※受付欄		年 月 日		第 号	
※審査結果等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

第10号様式

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、川崎市福祉のまちづくり条例第21条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
川崎市長	印

9cm

6cm

(裏)

川崎市福祉のまちづくり条例(抜粋)

(立入調査)

第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

許可申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

川崎市福祉のまちづくり条例第34条の規定により、許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築主住所氏名	電話 ()		
代理者資格	()建築士()登録第 号		
2 住所氏名	電話 ()		
建築士事務所名	()建築士事務所()知事登録第 号		
3 特別特定建築物等の所在地			
4 主要用途			
5 建築等の種類	新築・増築・改築・用途の変更		
	申請部分	申請以外の部分	合計
6 特別特定建築物等の敷地面積	m ²	m ²	m ²
7 特別特定建築物等の建築面積	m ²	m ²	m ²
8 特別特定建築物等の延べ面積	m ²	m ²	m ²
9 工事予定年月日	(着手) 年 月 日	(完了) 年 月 日	
10 許可を受けようとする具体的事項			
※ 受付処理欄	※手数料欄		
	※許可欄	年 月 日	
		第 号	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 4の項は、できるだけ具体的に記入してください。
3 5の項は、該当するものを○で囲んでください。
4 10の項は、許可に係る内容を記入してください。
5 必要な図書を添付してください。

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種別	(区分:)

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容	協議※	検査※
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キについては全て）を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。）までの経路	有 無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））までの経路	有 無		
エ 共同住宅等である場合 道等から住戸等までの経路	有 無		
オ 共同住宅等に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
カ 共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路	有 無		
キ 公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適 否		
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適 否		

2 敷地内の通路

(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ	水はけの良い仕上げ	適	否		
ウ	段の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否		
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否		
	(エ) 蹴込板の設置	適	否		
エ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否		
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否		

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

ア	幅は、140cm以上		cm		
イ	戸の有無	有	無		
(ア)	出入口の幅は、90cm以上		cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	幅は、140cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm		
	(イ) 勾配は、1/15以下（高さが20cm以下の場合は、1/12以下）		1/		
	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
	(エ) 両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
	(オ) 傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		

(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のア・エ中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。

適用

3 出入口				☐	☐
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)					
ア 幅は、80cm以上			cm	☐	☐
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。			適	否	☐
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口					
ア 幅は、90cm以上			cm	☐	☐
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。			適	否	☐
ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置			適	否	☐
エ 戸の前後の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の設置			適	否	☐
4 廊下等				☐	☐
(1) 利用者の利用に供する廊下等					
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ			適	否	☐
イ 階段の <u>上下端</u> 、傾斜路の <u>上端</u> に近接する部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設			適	否	☐
ウ 否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。			適	否	☐
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等					
ア 幅は、140cm以上（共同住宅等で廊下等の末端付近及び区間30m以内ごとに車椅子が転回に支障のない構造の部分を適切に設けた場合は、120cm以上）			cm	☐	☐
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。			適	否	☐
ウ	適切に手すりを設置（社会福祉施設（保育所を除く。）・医療施設に限る。）		適	否	☐
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置		適	否	☐

5 階段					
(1) 主たる階段の幅は、130cm以上			cm		
	否の場合、7に規定するエレベーター・乗降ロビーの設置		適 否		
(2)	手すりの設置（踊場を含む。）		適 否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置		適 否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ			適 否		
(4) 段を容易に識別できる構造			適 否		
(5) つまづきにくい構造			適 否		
(6) 段鼻に滑り止めの設置			適 否		
(7) 蹴込板の設置			適 否		
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設			適 否		
(9) 回り階段としない（主たる階段）。			適 否		
6 傾斜路					
(1) 利用者の利用に供する傾斜路					
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）		適 否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置		適 否		
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ		適 否		
	ウ 前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造		適 否		
	エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設		適 否		
	オ 否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。		適 否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路					
ア 幅は、140cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）			cm		
イ 勾配は、1/12以下			1/		
ウ	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置		適 否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）		適 否		
エ 両側は、転落を防ぐ構造			適 否		
オ 傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置			適 否		

7 エレベーターその他の昇降機

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー

ア	籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止	適	否		
イ	籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上		cm		
ウ	籠の奥行きは、135cm以上	奥行き	cm		
エ	籠の幅は、140cm以上 (床面積の合計が2,000㎡以上はスに記入)	幅	cm		
	否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上	奥行き	cm		
		幅	cm		
オ	乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上	幅	cm		
		奥行き	cm		
カ	籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適	否		
キ	籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置	適	否		
ク	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	適	否		
ケ	籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	適	否		
コ	籠内の左右両面の側板に、手すりを設置	適	否		
サ	籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置	適	否		
シ	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	適	否		
ス	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーター				
	(ア) 籠の幅は、140cm以上（寄宿舍・事務所・工場・複合施設については、奥行き152cm以上・幅105cm以上も可）	幅	cm		
		奥行き	cm		
	(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない。	適	否		
セ	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー				
	(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による表示の設置	適	否		
	(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否		
(3)	車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否		
(4)	エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色	適	否		

8 便所							
(1) 利用者の利用に供する便所の設置 ※別紙チェックリスト添付				適	否		
利用者の利用に供する階の階数					階		
便所設置階から除外する階の階数					階		
利用者の利用に供する便所の数					箇所		
偏りなく配置				適	否		
(2) 利用者の利用に供する便所の床面は、滑りにくい仕上げ				適	否		
(3) 車椅子使用者用便所の設置 ※別紙チェックリスト添付				適	否		
設置が必要な数					箇所		
車椅子使用者便所の数					箇所		
(4) 建築物に1か所以上の車椅子使用者用便所の設置（(3)で車椅子使用者用便所が設置されない場合） ※別紙チェックリスト添付				適	否		
(5) 車椅子使用者用便所の構造							
ア 車椅子使用者用便所・便所の出入口の幅は、それぞれ80cm以上			便所	cm			
			便所	cm			
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否		
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否		
エ 車椅子使用者用便所の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）			幅	cm			
			奥行き	cm			
オ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否		
カ 附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）				適	否		
キ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置				適	否		
ク 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努める。				適	否		
ケ 車椅子使用者用便房を外部出入口のある階に設置するよう努める。				適	否		
(6) 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置				適	否		
(7) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置				適	否		
(8) (3)又は(4)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所							
ア 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否		
イ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否		
ウ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否		

エ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
(9) (6)から(8)に定める便所・便房は次に定める構造とするよう努める。				
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm		
	便房	cm		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保	適	否		
(10) (3)から(8)に定める便所の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。	適	否		
9 駐車場				
総駐車施設の数		台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置（200以下の場合は、2/100以上、200を超える場合は、1/100+2以上）		台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造				
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	幅	cm		
	奥行き	cm		
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適	否		
ウ 平たんな場所に設置	適	否		
10 レジ通路等				
レジ通路等の幅は、90cm以上		cm		
11 浴室、シャワー室又は更衣室（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）				
(1) 出入口				
ア 幅は、80cm以上		cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
(3) 車椅子利用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保	適	否		
(4) シャワー、手すり等を適切に配置	適	否		
(5) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮	適	否		

12 客室					
総客室数			室		
(1) 車椅子使用者用客室を設置 (必要室数は、総客室数の1/100室以上)			室		
(2) 車椅子使用者用客室の構造					
ア 便所			適	否	
便所の構造	床面は、滑りにくい仕上げ		適	否	
	車椅子使用者用便所・便所の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm		
		便所	cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否	
	手すり付きの腰掛式便器の設置		適	否	
	車椅子使用者用便所の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上 (構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上)	幅	cm		
		奥行き	cm		
	円滑に利用できる構造の洗面器を設置		適	否	
	附属器具は円滑に利用できるもの (必要に応じて緊急通報装置を設置)		適	否	
	小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等 (受け口の高さ35cm以下のものに限る。) の設置		適	否	
車椅子使用者用便所内に荷物台を設置		適	否		
否の場合、同じ階に8(5)(ケを除く。)に定める構造の便所が1以上 (男女の区別があればそれぞれ1以上) がある。			適	否	
イ 浴室			適	否	
浴室の構造	出入口の幅は、80cm以上		cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否	
	床面は、滑りにくい仕上げ		適	否	
	車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保		適	否	
	シャワー、手すり等を適切に配置		適	否	
	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮		適	否	
否の場合、同じ階に11に定める構造の共同浴室が1以上 (男女の区別があればそれぞれ1以上) がある。			適	否	
ウ 客室内は、車椅子使用者が円滑に移動・回転できるよう十分な空間を確保			適	否	
エ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保			適	否	
オ 床面は、滑りにくい仕上げ			適	否	
カ 客室の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。			適	否	

13 客席等及び舞台				☐	☐
総座席数			席	☐	☐
(1) 車椅子使用者用部分の設置（総座席数が400以下の場合は、2以上、400を超える場合は、1/200以上）			席	☐	☐
ア 観覧しやすい位置に設置			適	否	☐
イ 幅90cm以上、奥行き135cm以上			適	否	☐
ウ 1以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上とするよう努める。			適	否	☐
エ 床は平らとし、表面は滑りにくい仕上げ			適	否	☐
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保			適	否	☐
14 標識				☐	☐
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置					
エレベーターその他の昇降機			適	否	☐
車椅子使用者用便房			適	否	☐
水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房			適	否	☐
ベビーチェアを設けた便房			適	否	☐
車椅子使用者用駐車施設			適	否	☐
乳幼児等用施設			適	否	☐
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置			適	否	☐
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの			適	否	☐
15 案内設備				☐	☐
(1) 案内板その他の設備の設置			適	否	☐
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）			適	否	☐
イ 点字等による表示			適	否	☐
(2) 案内所の設置			有	無	☐

16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(1) 窓口等に、文字により情報を表示する設備の設置	適	否		
(2) 会議室に、スクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適	否		
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置するよう努める。	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度		cm		
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置	適	否		
出入口の幅は80cm以上		cm		

別紙 政令第14条及び条例第29条（便所）チェックリスト

- ・政令第14条に基づき設置する「不特定多数の者等が利用する便所」及び「車椅子使用者用便所」及び「車椅子使用者用便所」の箇所数を確認するものとして、確認申請図書に添付するチェックリストの別紙様式です。
各建築計画に伴せて階を増減させてご利用ください。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者等* が利用する部分の床 面積 (㎡) 告示適用後の 床面積 (㎡)	階の種類	不特定多数の者等が 利用する便所の箇所 数	車椅子使用者用便房 の箇所数	備考
				男、女	男、女	
5階			大規模階 小規模階 その他の階	男、女	男、女	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階 ☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4階			大規模階 小規模階 その他の階	男、女	男、女	
3階			大規模階 小規模階 その他の階	男、女	男、女	
2階			大規模階 小規模階 その他の階	男、女	男、女	
1階			大規模階 小規模階 その他の階	男、女	男、女	
建物 全体 (合計)						

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類	(区分：)

※印欄は記入しないでください

整備基準（▲：整備に努める項目）	内容		協議※	検査※
1 移動等円滑化経路				
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にすること				
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。）までの経路	有	無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））から車椅子使用者用便房までの経路	有	無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））までの経路	有	無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適	否		
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適	否		

2 敷地内の通路

(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ	水はけの良い仕上げ	適	否		
ウ	段の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否		
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否		
	(エ) 蹴込板の設置	適	否		
エ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否		
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否		

(3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

ア	幅は、140cm以上		cm		
イ	戸の有無	有	無		
(ア)	出入口の幅は、90cm以上		cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm		
	(イ) 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）		1/		
	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
	(エ) 両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		

(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)の「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。

適用

3 出入口					
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)					
	ア 幅は、80cm以上(▲)		cm		
	イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口					
	ア 幅は、90cm以上		cm		
	イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
	ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否		
	エ 戸の前後の部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の設置(▲)	適	否		
4 廊下等					
(1) 利用者の利用に供する廊下等					
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ(▲)	適	否		
	イ 階段の上下端、傾斜路の上端に近接する部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
	ウ 否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。(▲)	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等					
	ア 幅は、140cm以上(▲)		cm		
	イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否		
	ウ 適切に手すりを設置(入院施設がない診療所に限る。)(▲)	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置(▲)	適	否		
5 階段					
	手すりの設置(踊場を含む。)	適	否		
(2)	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ		適	否		
(4) 段を容易に識別できる構造		適	否		
(5) つまづきにくい構造		適	否		
(6) 段鼻に滑り止めの設置		適	否		
(7) 蹴込板の設置		適	否		

(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）		適	否		
(9) 回り階段としない（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合を除く。）。		適	否		
6 傾斜路					
(1) 利用者の利用に供する傾斜路					
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否		
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否		
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。（▲）	適	否		
(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路					
ア	幅は、120cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）			cm	
イ	勾配は、1/8以下			1/	
ウ	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
オ	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		
7 エレベーターその他の昇降機					
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー					
ア	籠は、利用居室、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止（▲）		適	否	
イ	籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上（▲）				cm
ウ	籠の奥行きは、135cm以上（▲）	奥行き			cm
エ	籠の幅は、140cm以上（▲）	幅			cm
	否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上（▲）	奥行き			cm
		幅			cm

オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上(▲)	幅	cm		
	奥行き	cm		
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置(▲)	適	否		
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置(▲)	適	否		
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置(▲)	適	否		
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー				
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による案内の設置(▲)	適	否		
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否		
(4) エスカレーターのかし板は、ステップ部と区別しやすい色(▲)	適	否		
8 便所				
(1) 利用者の利用に供する便所 ※別紙チェックリスト添付	適	否		
利用者の利用に供する階の階数		階		
便所設置階から除外する階の階数		階		
利用者の利用に供する便所の数		箇所		
偏りなく配置	適	否		
(2) 利用者の利用に供する便所の床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
(7) ベビーチェアを設けた便所（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置	適	否		
(8) (3)又は(4)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所				
ア 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
イ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
ウ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
エ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
(9) (6)から(8)に定める便所・便所は次に定める構造				

ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上(▲)	便所	cm			
	便房	cm			
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保(▲)	適	否			
(10) (3)から(8)に定める便所の出入口に点字等による案内の設置(▲)	適	否			
9 駐車場					
総駐車施設の数		台			
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置(200以下の場合、2/100以上、200を超える場合は、1/100+2以上)		台			
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造					
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	幅	cm			
	奥行き	cm			
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適	否			
ウ 平たんな場所に設置	適	否			
10 レジ通路等					
レジ通路等の幅は、90cm以上		cm			
13 客席等及び舞台					
総座席数		席			
(1) 車椅子使用者用部分の設置(総座席数が400以下の場合、2以上、400を超える場合は、1/200以上)		席			
ア 観覧しやすい位置に設置	適	否			
イ 幅90cm以上、奥行き135cm以上	適	否			
ウ 1以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上(▲)	適	否			
エ 床は平らとし、表面は滑りにくい仕上げ	適	否			
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保	適	否			
14 標識					
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置					
エレベーターその他の昇降機(▲)	適	否			
ベビーチェアを設けた便房(▲)	適	否			
車椅子使用者用駐車施設(▲)	適	否			
乳幼児等用施設(▲)	適	否			

(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置(▲)	適	否		
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの(▲)	適	否		
15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置(▲)	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）(▲)	適	否		
イ 点字等による表示(▲)	適	否		
(2) 案内所の設置(▲)	有	無		
16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(2) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備(▲)	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造(▲)	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）(▲)	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分(▲)	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜である。(▲)	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場(▲)	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置(▲)	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度(▲)		cm		
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置(▲)	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置(▲)	適	否		
出入口の幅は80cm以上(▲)		cm		

別紙 条例規則第2（8）便所 チェックリスト：A-2（小規模） 対応

・条例規則第2（8）に基づき設置する「利用者の利用に供する便所」の箇所数を確認するものとして、事前協議届出書に添付する適合状況項目表（A-2様式）の別紙チェックリストの様式です。
・各建築計画に伴せて階を増減させてご利用ください。

階	階全体の床面積 (㎡)	利用者の利用に供する 部分の床面積 (㎡) 告示適用後の床面積 (㎡)	階の種類	利用者の利用に供する 便所の箇所数 男、女※	利用者の利用に 供する便所	備考
3階			☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	利用者の利用に 供する便所	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由：) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由：) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由：)
2階			☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	利用者の利用に 供する便所	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由：) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由：) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由：)
1階			☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	利用者の利用に 供する便所	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 ☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由：) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由：) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由：)
建物全体 (合計)						

建築物移動等円滑化基準チェックリスト（令和7年6月1日施行）

- 施設等の欄の（第〇条）はバリアフリー法施行令の該当条文です。
- 施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章（委任規定）の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。
- 委任規定で追加した特定建築物は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*（「不特定多数の者等*」という）」とあるのを「多数の者」と読替えて基準を適用します。

○一般基準（不特定多数の者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
廊下等※屋内 （第11条）	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1、※2 ③利用するすべての廊下等について、上記①から②を満たしているか。	
階段※屋内 （第12条） 【第28条】	①手すりを設けているか（踊場も含む） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※1、※3 ⑥主たる階段を回り階段としていないか ⑦主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度としてないものとみなす）は、130cm以上であるか 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第19条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない ⑧利用するすべての階段について、上記①から⑦を満たしているか。	
傾斜路※屋内 （第13条）	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※1、※4 ⑤利用するすべての階段について、上記①から④を満たしているか。	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く（平成18年告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く（平成18年告示第1497号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 告示で定める以下の場合を除く（平成18年告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準（不特定多数の者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
便所 (第 14 条・ R6 告示第 1074 号) 【第 29 条】	①不特定多数の者等*が利用する階(以下「便所設置階」という。)の階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか ※5:別紙「政令第14条及び条例第 29 条(便所)チェックリスト」要添付	
	②便所設置階には、原則車椅子使用者便房を1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつてはそれぞれ1以上)設けているか また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか ※6:別紙「政令第14条及び条例第 29 条(便所)チェックリスト」要添付	
	(1) 不特定多数の者等*の利用部分の床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上) 小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上	
	(2) 不特定多数の者等*の利用部分の床面積が10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合(当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上) 当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下:2以上 当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超:利用部分の床面積を20,000㎡で除した数(端数切り上げ)以上	
	(3)建築物全体の床面積の合計が1,000㎡未満の場合は1以上	
	③車椅子使用者用便房	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	④水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(①の規定により設ける便所のうち1以上)	
	⑤小便器を設ける場合には、床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り)その他これらに類する小便器を設けているか(①の規定により設ける便所のうち1以上)	
劇場等の 客席 (第 15 条・ R6 告示第 1073 号)	⑥床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑦車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上であるか	
	①車椅子使用者用部分を設けているか(座席数が400以下の場合は2以上、座席数が400を超える場合座席数の1/200以上(端数切り上げ))	
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)奥行は135cm以上であるか	
ホテル又は 旅館の客室 (第 16 条・ H18 告示第 1495 号・ R6 告示第 1074 号)	(3)床は平らであるか	
	①客室の総数が50以上で、車椅子使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

※5 告示で定める以下の階に該当する場合を除く(令和6年告示第 1074 号第二)

- ・地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

※6 告示で定める以下の階に該当する場合を除く(令和6年告示第 1074 号第五)

- ・地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、別の階に設ける場合
- ・男子用(女子用)の便所のみを設ける階において、男子用(女子用)の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

○一般基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
敷地内の 通路※屋外 (第 17 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	—
	②段がある部分	
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	—
	③傾斜路	
	(1)手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm以下又は1／20以下の傾斜部分は除く）	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第 18 条)	④利用するすべての敷地内通路について、上記①から③を満たしているか。	
	① 車椅子使用者用駐車施設を設けているか（駐車台数が200以下の場合駐車台数の2／100以上、駐車台数が200を超える場合駐車台数の1／100＋2以上（どちらも端数切り上げ））※7	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路（車椅子使用者用経路含む）が短い位置に設けられているか	
標識 (第 20 条・ 省令第 113 号)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）	
案内設備 (第 21 条・ H18 告示第 1491 号)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	

※7 告示で定める以下の場合を除く（令和6年告示第 1072 号第一、第二）

- ・不特定多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入り口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合に、上記かつ不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計が、令18条第1項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数以上であること
- ・増築又は改築を行う場合は告示第1072号第三による

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準） ※1、※2

施設等	チェック項目	チェック
案内設備 までの経路 (第 22 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は除く）	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※1、※3	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く（平成 18 年告示第 1497 号第四）

- ・自動車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※3 告示で定める以下の部分を除く（平成 18 年告示第 1497 号第五）

- ・勾配が1／20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（道等から利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
移動等円滑化経路(第19条第2項第一号) 【第30条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 (第19条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか	
廊下等※屋内 (第19条第2項第三号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上) ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路※屋内 (第19条第2項第四号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上)(階段に併設する場合は90cm以上) ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (第19条第2項第五号・H18告示第1493号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は、140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第19条第2項第六号・H18告示第1492号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上であるか (3)籠の奥行きは120cm以上であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） (4)籠の床面積は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の通路 ※屋外 (第19条第2項第七号・第19条第3項)	①幅は140cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか(段に併設する場合は90cm以上) (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	—
(第19条第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(平成18年告示第1494号)
・自動車庫に設ける場合

別紙 政令第14条及び条例第29条（便所） チェックリスト

・政令第14条に基づき設置する「不特定多数の者等が利用する便所」及び「車椅子使用者用便房」の箇所数を確認するものとして、確認申請図書に添付するチェックリストの別紙様式です。
・各建築計画に伴って階を増減させてご利用ください。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者等 が利用する部分の床 面積 (㎡) 告示運用後の 床面積 (㎡)	階の種類	不特定多数の者等が 利用する便所の箇所 数 男、女	車椅子使用者用便房 の箇所数 男、女	備 考
5 階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便房 (設置階： 階、別の階に設けた数：) 男子用 (女子用) の不特定多数利用者・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4 階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便房 (設置階： 階、別の階に設けた数：) 男子用 (女子用) の不特定多数利用者・車椅子使用者用便房のみ設ける階
3 階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便房 (設置階： 階、別の階に設けた数：) 男子用 (女子用) の不特定多数利用者・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2 階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便房 (設置階： 階、別の階に設けた数：) 男子用 (女子用) の不特定多数利用者・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1 階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階： 階、別の階に設けた数：) 男子用 (女子用) の不特定多数利用者・車椅子使用者用便房のみ設ける階
建物 全体 (合計)						

適合状況項目表

(公共交通機関の施設用)

法人名	
指定施設の名称	

1 経路	移動円滑化経路の確保		有	無	
	(1) 高低差の有無		有	無	
	傾斜路の構造	(2) ア 有効幅員は、140cm 以上(階段を併設する場合は 90cm 以上)	cm		
		イ 勾配は、1/15 以下(高低差 20 cm未満又は屋内の場合 1/12 以下)	1/		
		ウ 高低差 60 cm以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場	高低差	cm	
			踏幅	cm	
		エ 高低差 16cm を超える場合、手すりの設置	有	無	
		オ 両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
		カ 表面は、滑りにくい仕上げ、踊場等と識別しやすい構造	適	否	
	エレベーターの構造	(3) ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上	cm		
		イ 籠は、間口 140cm 以上、奥行き 135cm 以上（籠の出入口が複数あり、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備を設ける場合を除く。）	間口	cm	
			奥行き	cm	
		ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障なく、滑りにくい仕上げ	適	否	
		エ 籠内に、籠の停止予定階・現在位置表示装置の設置	有	無	
		オ 籠内に、籠の停止階及び籠・昇降路の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	有	無	
		カ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	有	無	
		キ 籠内の左右両面の側板に、手すりの設置	有	無	
		ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有	無	
		籠内の 1 以上の制御装置には、インターホンを設置	有	無	
		ケ 籠内・乗降ロビーの制御装置の操作・階を点字その他の方法により表示	有	無	
		コ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ 150cm 以上	幅	cm	
			奥行き	cm	

			サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置の設置	有	無	
			無の場合、籠内に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無	
高齢者、障害者等の利用に適したエスカレーター			シ 戸の開扉時間を延長する機能の有無	有	無	
			ス 籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造	適	否	
			ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 (旅客が同時に双方向に移動することがない場合を除く。)	有	無	
			イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げ	適	否	
			ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある。	適	否	
			エ 踏み段相互の境界を容易に識別できる構造	適	否	
			オ くし板と踏み段との境界を容易に識別できる構造	適	否	
			カ 上端及び下端に近接する通路の床面等において進入の可否の有無(上り専用又は下り専用でないエスカレーターは除く。)	有	無	
			キ 有効幅員は、80cm 以上	cm		
			ク 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降可能な構造	適	否	
			車止めの設置	有	無	
			ケ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置	有	無	
(4)	通路の構造		ア 有効幅員は、140cm 以上	cm		
			イ 戸を設ける場合は、有効幅員 90cm 以上	cm		
			戸は自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
			ウ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
			エ 照明設備の設置	有	無	
(5)	視覚障害者誘導用設備		経路を構成する通路	有	無	
			ア 傾斜路の上端及び下端に近接する通路	有	無	
			イ 階段の上端及び下端に近接する通路	有	無	
			ウ エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路	有	無	
			エ 券売機に近接する通路	有	無	
			オ 改札口に近接する通路	有	無	
			カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路	有	無	
			キ その他視覚障害者の注意喚起が必要な場所	有	無	

2 券売機	(1) 券売機の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さ		適	否	
		下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みの設置	有	無	
	(2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造		適	否	
3 改札口	改札口の構造	(1) ア 有効幅員は、90 cm以上	cm		
		イ 移動円滑化された経路に近接	適	否	
		ウ 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。	適	否	
		エ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	(2) 移動円滑化された経路に近接して設置		適	否	
		視覚障害者を誘導する設備の設置	有	無	
	(3) 自動改札機への進入の可否の表示		有	無	
4 便所	多機能トイレ	(1) ア 便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm	
			便房	cm	
		イ 便所及び便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造		適	否
		ウ 便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ 200cm 以上（構造上やむを得ない場合は、一方を 150cm 以上）	幅	cm	
			奥行き	cm	
		エ 便所及び便房の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。		適	否
		否の場合、円滑に通過できる構造		適	否
		オ 手すり付きの腰掛式便器の設置		有	無
		カ 付属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置の設置）		適	否
		キ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否
		ク 円滑に利用できる構造の洗面器の設置		有	無
		サ 出入口に、多機能トイレである旨の表示		有	無
		シ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置		有	無
		ス オストメイト対応の水洗器具の設置		有	無
	他のトイレ	(2) ア 便所及び 1 以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上	便所	cm	
			便房	cm	
		イ 便所及び便房の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。		適	否
		否の場合、円滑に通過できる構造		適	否

	ウ	床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	エ	手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無	
	オ	円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無	
	カ	小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等の設置	有	無	
5 階段	150cm 以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員の確保		cm		
	(1)	回り階段としない	適	否	
	(2)	手すりの設置	有	無	
	(3)	表面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	(4)	段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適	否	
	(5)	照明設備の設置	有	無	
6 エスカレーター	行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置		有	無	
7 プラットホーム等	(1)	床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	(2)	ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	有	無	
	(3)	(2)以外のプラットホームにおいて、転落を防止するための設備の設置	有	無	
	(4)	線路側以外の端部に、転落防止柵の設置 (階段が設置されている又は転落のおそれのない場合を除く。)	有	無	
	(5)	高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造	適	否	
	(7)	休憩用の設備の設置 (利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合を除く。)	有	無	
	(8)	列車の接近を文字等及び音声により警告するための設備の設置 (技術上やむを得ない場合を除く。)	有	無	
	(9)	照明設備の設置	有	無	
8 カウンター及び記載台	(1)	高さは、75 cm程度	cm		
	(2)	下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みの設置	有	無	
	(3)	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の保有	有	無	
		保有している旨の表示	有	無	
9 公衆電話機及び公衆電話台	(1)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる公衆電話機の構造	適	否	
	(2)	公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さ	適	否	
		下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みの設置	有	無	

10 案内 標示	公共車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための 設備の設置(技術上やむを得ない場合を除く。)		有	無	
	(1) 案内 設備	ア 障害者、高齢者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造	適	否	
		イ 音、点字その他の方法による表示	有	無	
		ウ 標識の設置	有	無	
	(2) 標識	高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分 かりやすい構造	適	否	

適合状況項目表
(鉄道の駅と一体として利用される施設用)

法人名	
指定施設の名称	

1 経路	(1) 通路の構造	ア 有効幅員は、200cm 以上	cm		
		イ 縦断勾配及び横断勾配は設けない。(構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合を除く。)	適	否	
		ウ 路面は、平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ	適	否	
		エ 両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
	(2) 高低差の有無		有	無	
	(3) 傾斜路の構造	ア 有効幅員は、200cm 以上 (構造上やむを得ない場合 100cm 以上)	cm		
		イ 勾配は、5%以下(屋内又は構造上やむを得ない場合 8%)	%		
		ウ 横断勾配は設けない	適	否	
		エ 高低差 75 cm以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場	高低差	cm	
			踏幅	cm	
		オ 両側に手すりの設置	有	無	
		カ 路面は、平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げ	適	否	
		キ 両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
		ク 公共用通路、通路又は踊場と識別しやすい構造	適	否	
	エレベーターの構造	ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障なく、滑りにくい仕上げ	適	否	
		エ 籠内には、籠の停止予定階・現在位置表示装置の設置	有	無	
		オ 籠内には、籠の停止階及び籠・昇降路の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無	
		カ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認できる鏡の設置	有	無	
		キ 籠内の左右両面の側板に、手すりの設置	有	無	
		ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有	無	
		籠内の 1 以上の制御装置には、インターホンを設置	有	無	
		ケ 籠内・乗降ロビーの制御装置の操作・階を点字その他の方法により表示	有	無	

	エレベーターの構造	コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150cm 以上	幅	cm			
			奥行き	cm			
		サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置の設置	有	無			
			無の場合、籠内に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
		ア 籠は、間口 150cm 以上、奥行き 150cm 以上	間口	cm			
			奥行き	cm			
		イ 出入口が複数あるエレベーターの籠は、間口 140cm 以上、奥行き 135cm 以上	間口	cm			
			奥行き	cm			
		開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置の設置		有	無		
		ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は 90cm 以上	cm				
	イに適合するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の有効幅は 80cm 以上		cm				
	エ 籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造		適	否			
	オ 停止する階が 3 以上のエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無				
		無の場合、籠内に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無			
	障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターの有無		有	無			
	(4) 段	段の有無		有	無		
		段の構造	有効幅員は 150cm 以上		cm		
			両側は転落を防ぐ構造		適	否	
			(1) 回り階段としない		適	否	
(2) 手すりの設置			有	無			
(3) 表面は、滑りにくい仕上げ			適	否			
(4) 段を容易に識別しやすいものとし、つまずきにくい構造			適	否			
(5) 視覚障害者誘導用	経路を構成する通路		有	無			
	ア 傾斜路の上端及び下端に近接する通路		有	無			
	イ 階段の上端及び下端に近接する通路		有	無			
	ウ エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路		有	無			
	エ 券売機に近接する通路		有	無			
	オ 改札口に近接する通路		有	無			

	設備	カ 公共交通機関の施設又は道路と接続する部分	有	無	
		キ その他視覚障害者の注意喚起が必要な場所	有	無	
	(6)鉄道の駅及び道路と接続する部分の段差を設けない。		適	否	
2 便所	(1) 多機能トイレ	ア 便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上	便所	cm	
			便房	cm	
		イ 便所及び便房の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造		適	否
		ウ 便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ 200cm 以上（構造上やむを得ない場合は、一方を 150cm 以上）	幅	cm	
			奥行き	cm	
		エ 便所及び便房の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない。		適	否
		否の場合、円滑に通過できる構造		適	否
		オ 手すり付きの腰掛式便器の設置		有	無
		カ 付属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置の設置）		適	否
		キ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否
	(2) 他のトイレ	ク 円滑に利用できる構造の洗面器の設置		有	無
		サ 出入口に、多機能トイレである旨の表示		有	無
		シ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等の設置		有	無
		ス オストメイト対応の水洗器具の設置		有	無
		ア 便所及び 1 以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上	便所	cm	
			便房	cm	
		イ 便所及び便房の出入口に、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けない		適	否
		否の場合、円滑に通過できる構造		適	否
		ウ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否
		エ 手すり付きの腰掛式便器の設置		有	無
3 乗合自動車停留所	(1) 車道に対する高さの標準は、15cm		cm		
	(2) 上屋及びベンチの設置		有	無	

4 タクシー乗降場	(1)車道との境界部分の段差は、2cm	cm		
	車椅子使用者が円滑に乗降できる構造	適	否	
	(2)上屋の設置	有	無	
5 案内標示	分かりやすい場所に設置	適	否	
	高齢者、障害者等が、正確に認識できるように表示	適	否	
6 附帯設備	一般交通への支障	有	無	
	高齢者、障害者等が、円滑に利用できる構造	適	否	